

## 大分県アスベスト対策集計表（令和3年3月末現在）

### (1) 県民への情報提供(アスベスト相談件数)

相談内容	計																
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	累計
健康相談	86	112	7	6	11	8	11	0	3	3	6	4	4	3	1	8	273
業務相談	121	15	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	138
建物相談	1,026	30	24	15	16	25	22	45	13	22	30	5	20	17	26	26	1,362
環境相談・その他	32	119	44	12	0	2	3	0	2	0	1	1	1	0	3	1	221
計	1,265	276	77	33	27	35	36	45	18	25	37	10	25	20	30	35	1,994

### (2) 建築物調査

(国が実施した調査に基づき作成)

- ① 教育施設関係 …別添1
- ② 病院・福祉関係施設 …別添2
- ③ 地方公共団体所有施設 …別添3
- ④ 民間建築物 …別添4
- ⑤ 建築物調査・対策状況 …別添5

### (3) 健康調査(過去の石綿製品製造工場)

事業所名	所在地	健康調査の実施状況
アイコー(株)九州製造所 ※廃止	宇佐市	・平成17年度～19年度(12月まで)に、宇佐豊後高田県民保健福祉センターが、県内に在住する元従業員とその家族のうち、健診の申し出のあった79人(元従業員52人、家族27人)に対し健康診断を実施した。一次健診、二次健診の結果、40名に「アスベスト症の所見有り」の診断となった。この40名のうち28名は健康管理手帳を取得したが、残りの12名は、異常なしの診断がなされた。(工場周辺住民への健康診断の実施を行ったが希望者はなかった。)

### (4) 救済給付の受付・認定状況(環境再生保全機構資料)

申請内容	受付件数※	認定状況※
医療費支給に係る申請	95	71
特別遺族弔慰金等の請求	48	33

※R3年3月末まで

### (5) 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・支給決定状況(厚生労働省資料)

	請求件数※	支給決定状況※
労災保険法に基づく保険給付	131	115
石綿救済法に基づく特別遺族給付金	19	10

※R3年3月末まで

### (6) 環境調査(飛散防止、廃棄物対策調査)

調査項目	調査施設数等																累計
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	
解体工事現場の立入調査	63	73	58	29	66	116	146	148	125	114	110	174	120	262	260	179	2043
石綿廃棄物処理業者等立入調査	259	17	24	26	29	19	11	2	1	1	25	26	25	42	35	36	578

※R3年3月末まで

(県及び大分市)

学校以外の教育施設

R3.3末現在

《対象施設》		社会教育施設		社会体育施設		文化会館	
公民館	214	屋外体育施設	187	文化会館	13		
図書館	26	体育館	86	小計	13		
博物館	13	柔剣道場	21				
青少年教育施設	7	屋内水泳プール	21	文化財保存施設			
視聴覚センター・ライブラリー	1	屋内庭球場	0	文化財保存施設	24		
女性教育会館	0	弓道場	16	小計	24		
地域改善対策集会所	47	トレーニング室	8				
その他の社会教育施設	54	その他	57				
小計	362	小計	396				
				合計	795		

調査済施設数:748      調査未完了施設数:47  
 石綿使用施設数:7  
 対策済施設数(飛散のおそれのない施設含む):7

学校施設

R3.3末現在

《県立》		《市町村立》				
中学校	1	小学校	261			
高等学校	41	中学校	125			
特別支援学校	16	義務教育学校	1			
小計	58	小計	387			
教育研修センター	1	市町村立幼稚園	124			
小計	1	小計	124			
		共同調理場(学校敷地外)	40			
		教育支援センター	3			
		教員宿舎	29			
		小計	72			
合計	59	合計	583	総合計	642	

調査済施設数:642      調査未完了施設数:0  
 石綿使用施設数:9  
 対策済施設数(飛散のおそれのない施設含む):9

私立学校等

R3.3末現在

小学校	1	専修学校	47
中学校	4	各種学校	12
高等学校	15		
小計	20	小計	59
私立幼稚園	66		
小計	66		
		合計	145

調査済施設数:145      調査未完了施設数:0  
 石綿使用施設数:15  
 対策済施設数(飛散のおそれのない施設含む):15

別添2

病院、福祉関係施設建築物の調査結果

病院・社会福祉施設等

《病院》…国立病院等は除く

R3.3末現在

全病院数	146				
調査対象施設数	146				
調査済病院数	146	石綿がない病院数	129		
調査未完了施設数	0	石綿がある病院数	17		
				措置済み病院数	9
				未措置だが暴露の恐れがない病院数	8

《社会福祉施設等》

R3.3末現在

全施設数	3,759				
調査対象施設数	300				
調査済施設数	236	石綿がない施設数	217		
調査未実施施設数	64	石綿がある施設数	19		
				措置済み施設数	3
				未措置だが暴露の恐れがない施設数	13
				今後措置予定施設数	3

別添3

地方公共団体が所有する施設の調査結果

R3.3末現在

令和3年度調査票の区分	県分	うち市町村分
R3.3.31までに調査が終了した箇所数 A (※対象アスベストを6種類として調査を行った箇所数及び6種類未満の調査であって、1種類でも含有が判明した箇所数の合計数)	509	3,589
うち、アスベスト(6種類全て)の含有なし B	470	3,553
うち、アスベスト(6種類のうち1種類でも)の含有あり C	39	36
うち、除去済み D	9	14
うち、未除去 E	30	22
うち、ばく露防止措置済み F	0	8
うち、ばく露防止措置未了 G	30	14
うち、ばく露のおそれがないし H	0	13
うち、対策を実施済み, I	0	2
うち、令和3年度内に除去予定 J	0	0
うち、ばく露のおそれがあるが、必要な対策を実施済み K	30	1
うち、令和3年度内に除去予定 L	0	0
うち、ばく露のおそれがあり、必要な対策が未実施 M	0	0
R3.3.31現在で分析中の箇所数N	0	0
R3.4.1以降に調査予定の箇所数 O	0	23
Oのうち、令和3年度内に調査予定の箇所数 Q	0	23
Oのうち、令和3年度以降に調査予定の箇所数 R	0	0

※調査対象施設・・・地方公共団体所有の建物のうち平成8年度以前に竣工した建築物(改修工事を含む。)とし、他省庁が実施する同旨の調査の調査対象と重複する施設(例国土交通省関係:公営住宅等、厚生労働省関係:病院等、文部科学省関係:学校施設等)は対象外とする。

別添4

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について

調査報告のあった建築物のうち、平成20年2月26日付け国住指第4102号にもとづき、実施した分析調査がトレモライト等も対象としていたか否かを確認した結果、トレモライト等を分析対象としていなかったものを計上すること。  
(すでにクリソタイル等について飛散防止対策を講じており、かつ当該部位以外に吹付けアスベストが疑われる部分が全く存在しないものは除くこと。)

指導により対応済みの建築物のうち、以下の①～④のいずれかに該当するものを計上すること。  
 ①平成20年2月26日付け国住指第4102号にもとづき、実施した分析調査がトレモライト等も対象としていたか否かを確認した結果、トレモライト等を分析対象としていたもの  
 ②平成20年2月26日付け国住指第4102号にもとづき、実施した分析調査がトレモライト等も対象としていたか否かを確認した結果、トレモライト等を分析対象としていなかったものの、すでにクリソタイル等について飛散防止対策を講じており、かつ当該部位以外に吹付けアスベストが疑われる部分が全く存在しないもの  
 ③平成20年2月26日付け国住指第4102号にもとづき、トレモライト等について再調査等を実施した結果、トレモライト等が検出されなかったもの  
 ④平成20年2月26日付け国住指第4102号にもとづき、トレモライト等について再調査等を実施した結果、トレモライト等が検出されたものの、当該トレモライト等についても、指導により対応したもの

	調査対象の建築物の数												
	調査報告のあった建築物の数											建築基準法第9条に基づく命令件数	
	トレモライト等を分析対象としておらず、再調査等が必要な建築物の数	露出してアスベストの吹付けがされている建築物の数(再調査した結果、トレモライト等が含まれていたことが判明したものを含む。)			未対応の建築物の数	指導により対応予定の建築物の数	指導中の建築物の数	指導予定の建築物の数	建築基準法第10条に基づく勧告件数	建築基準法第10条に基づく命令件数			
指導により対応済みの建築物の数		トレモライト等も含め対応済みの建築物の数	トレモライト等も含め対応済みの建築物の数										
今回調査(令和3年3月末現在)	2,832	2,728	138	124	112	106	12	4	2	6	0	0	0

## (2) ⑤建築物調査・対策状況

	学 校		学校以外 の教育 施設(注)	病院・社会福祉 施設等		公営住 宅(団地 数)	公共施設(注1)		計	
	公立	私立		公立	病院		社会福祉 施設等	県立		市町村 立
調査対象施設数	642	145	795	146	300	105	509	3,611	6,253	
調査済施設数	642	145	748	146	236	105	509	3,589	6,120	
調査未完了施設数	0	0	47	0	64	0	0	22	133	
石綿使用施設数	9	15	7	17	19	2	39	36	144	
対策済施設数(飛散 のおそれ等のない 施設を含む)	9	15	7	17	16	0	39	36	139	
対策の 内容等	対策済	2	5	1	9	3	0	39	23	82
	飛散のおそ れのない	7	10	6	8	13	2	0	13	59
	対策調査中	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	使用休止	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未対策施設数	0	0	0	0	3	0	0	0	3	

注1: 学校、病院・社会福祉施設等、公営住宅を除く施設数

注2: 公民館・図書館等社会教育施設、体育館等社会体育施設、文化会館、文化財保存施設